

長野冬季オリンピック招致委員会の会計帳簿処分に係る告発の経過

- 昭和61年 7月 長野冬季オリンピック招致委員会設立
〔 名誉会長：吉村午良（長野県知事）
会 長：塚田 佐（長野市長）
事務所：長野市役所内 〕
- 昭和63年 6月 日本オリンピック委員会（JOC）総会で長野市が国内候補都市に決定
- 平成 元年10月 国際的な招致活動に向け、新たな全国組織である長野冬季オリンピック招致委員会を設立（旧招致委員会は解散）
〔 名誉会長：堤 義明（JOC前会長）
会 長：吉村午良（長野県知事）
副会長：古橋広之進（JOC会長）
平野 茂（長野県議会議長）
塚田 佐（長野市長）
事務所：長野市役所内 〕
- 平成 3年 6月 国際オリンピック委員会（IOC）総会で長野市が1998年冬季オリンピック開催都市に決定
- 平成 3年10月 長野冬季オリンピック招致委員会解散
- 平成 3年11月 長野オリンピック冬季競技大会組織委員会（NAOC）設立
- 平成 3年12月 長野冬季オリンピック招致委員会の清算事務終了
- 平成 4年 3月 NAOCが市役所から移転する際、招致委員会の会計帳簿を廃棄処分（7年3月、長野地方検察庁が事実認定）
- 平成 4年 9月 市民グループが知事・出納長・教育長・教育委員長を相手取り、招致委員会へ支出された県交付金の返還を求めて提訴（10年6月、最高裁は上告を棄却）
- 平成 6年 4月 市民グループが吉村知事・塚田市長を公用文書等毀棄罪（刑法258条）で長野地方検察庁に告発
- 平成 7年 3月 長野地方検察庁が不起訴処分決定
【不起訴理由】
〔 (1) 会計帳簿は、招致委員会解散(平成3年10月)後、長野市役所倉庫に保管されていたが、翌年3月の組織委員会引越しの際に不要な文書とともに処分されたと思われる。
(2) 県・市・民間で組織する任意団体の招致委員会は、刑法で規定する「公務所」に当たらない。このため会計帳簿も「公用文書」には該当せず、同罪は成立しない。
(3) 吉村・塚田両氏が処分に関わった事実も認められない。 〕